

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 92 号

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条本文中「別表第1」を「別表」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第4条から第7条までを削る。

第8条第1項及び第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「(自転車に係るものに限る。以下この項において同じ。)」を削り、同項第2号中「定期駐車券」を「駐車させる自転車等」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項を同条第3項とし、同条を第4条とする。

第9条第2項中「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第5条とする。

第10条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条第1項中「第10条第1項」を「第10条」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第11条を第7条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)